

指定居宅介護兼重度訪問介護事業運営規程

ドルフィンケアサポート

(事業の目的)

第1条 有限会社みなとがわサービスが設置するドルフィンケアサポート（以下「事業所」という。）において実施する指定障害者福祉サービス事業の居宅介護兼重度訪問介護（以下「事業」という。）は、障害者（以下「利用者という。」）に対し、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省で定める便宜を適切に提供する事により、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。

(運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称など)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ドルフィンケアサポート
- (2) 所在地 神戸市兵庫区菊水町5丁目2-3

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名 （サービス提供責任者兼務） 職種 介護福祉士
従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令などにおいて規定されている居宅介護・重度訪問介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 3 名 (常勤 2 名 非常勤 1 名 職種 介護福祉士)
- ・居宅介護・重度訪問介護護計画の作成・変更等を行い、利用の申し込みに係る調整をすること。
 - ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、相談支援事業所、居宅介護事業所等との連携に関すること。
 - ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
 - ・訪問介護員の能力や希望を踏まえ業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務内容等を実施すること。
- (3) 訪問介護員 9 名 (常勤 2 名 非常勤 7 名)
- ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。
- 訪問介護員は、居宅介護 (重度訪問介護) 計画に基づきサービスの提供にあたる。
- (4) 事務職員 1 名 (常勤)
- 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- ただし、祝日、12月29日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 9:00～17:30 までとする。
- (3) サービス提供時間 9:00～17:30 までとする。
- (4) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話などにより 24 時間常時連絡可能な体制とする。

(居宅介護 (重度訪問介護) の内容)

第 6 条 本事業所で行う居宅介護 (重度訪問の内容) は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
- (2) 家事援助
- (3) 重度訪問介護

(支給決定障害者等から受領する費用の額等)

第 7 条 居宅介護 (重度訪問介護) を提供した際は、支給決定障害者等 (法第 5 条第 17 項第 2 号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ) から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額 (基準省令第 2 条第 12 号に規定する利用者負担額をいう。) の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない居宅介護（重度訪問介護）を提供した際は、支給決定障害者等から当該居宅介護（重度訪問介護）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（法第29条第3項に規定する厚生労働省大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。
- 3 次項に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護（重度訪問介護）を提供した場合は及び通院等外出時の付き添い等を行った場合は、それに要した交通費の実費を支給決定障害者等から徴収する。
- 4 前3項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付する。
- 5 前3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い支給決定障害者等の同意を得るものとする。
- 6 利用者の都合によりサービスを中止する場合は、事業者は利用者に対して、【重要事項説明書別紙】に定める計算方法により、キャンセル料を請求することができます。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の地域の実施地域は、神戸市兵庫区・長田区・中央区域とする。

（緊急時における対応方法）

第9条 従業者（訪問介護員）は、現に居宅介護（重度訪問介護）の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたとは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

（事業の主たる対象者とする障害の種類）

第10条 事業所において指定居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（1）指定居宅介護

精神障害者・知的障害者・身体障害者

（2）指定重度訪問介護

区分6（障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号）第2第6号に掲げる区分6をいう。）に該当する者以外。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

（1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置

- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 苦情解決体制の整備
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(苦情処理)

第12条 提供した指定介護居宅介護（重度訪問介護）に関する利用者又は家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- (1) 苦情窓口 管理者
- (2) 苦情解決責任者 在宅支援事業部統括管理者

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 従業者（訪問介護員）の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者（訪問介護員）の勤務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月
- (2) 継続研修 年2回

2 従業者（訪問介護員）は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者（訪問介護員）であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者（訪問介護員）でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者（訪問介護員）との雇用契約の内容とする。

4 従業者（訪問介護員）、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

5 利用者に対する指定居宅介護（重度訪問介護）の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護（重度訪問介護）を提供した日から5年間保存する。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 16 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施する。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

平成 20 年 12 月 16 日から施行する。

平成 22 年 3 月 16 日から施行する。

平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

平成 28 年 1 月 16 日から施行する。

平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

令和 2 年 10 月 16 日から施行する。

令和 3 年 10 月 9 日から施行する。

令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

令和 8 年 1 月 15 日から施行する。